

令和4年第3回農業委員会総会

- 1 日 時 令和4年3月23日(水)
午前10時00分～午前10時35分
- 2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員 (農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局長補佐	野島 史雄
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明

令和4年第3回農業委員会総会日程

1 日 時 令和4年3月23日(水) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第2	議案第5号	大竹市農用地利用集積計画(第101期)の決定について
日程第3	議案第6号	非農地証明の申請について
日程第4	報告第4号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和4年第3回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼、ご着席下さい。

会 長

本日は、ご多用の中総会に出席していただきありがとうございます。着座にて進行させていただきます。

会 長

本日の出席委員11名中11名で定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において2番石井昌嗣委員、3番東田保夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。これより、日程第1議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。順位1から3まで関連がございますので、併せてご説明いたします。議案書は2ページ、3ページ、地図は4ページをご覧ください。順位1から順位3まで同じ譲受人となります。東京都新宿区の〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さんです。まず順位1の譲渡人ですが、ことらは大竹市玖波三丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は玖波町字大人原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は1663㎡です。続きまして、順位2の譲渡人ですが、こちらは大竹市玖波町の〇〇〇〇さんです。届出地は玖波町大人原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は853㎡です。順位3の譲渡人は、大竹市玖波二丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、玖波町字大人原〇〇番〇〇、登記地目は田、面積は788㎡です。順位1から3まで合わせて3筆、面積は3,304㎡の面積になります。このたびの許可申請は、所有者の方々が高齢であり、長期にわたる休耕状態で、今後も耕作の再開が難しく、農地の管理も困難であるとの事情を抱えていると聞いております。このような中、土地所有者からの申し入れを受けて、太陽光発電設備の開発・設置・運営に実績のある譲受人が、発電事業を実施する用地として活用するため、このたびの申請に至ったと聞いております。また、お手元にお配りしています資料1農地転用に係る農業会議への意見聴取事務取扱要領第3条の①農地面積が30アール超に該当し、一般社団法人広島県農業会議の意見聴取対象となります。したがって、本委員会での審議ののち、広島県農業会議の回答を経て許可の可否を決めることになります。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

会 長

本件について、地区担当委員の意見を求めます。5番小川委員お願いいたします。

小川委員

3月14日に丸小委員と事務局の川本さんと現地確認をしました。周辺に農地はなくほぼ道路に面していて、太陽光になったあとの草等の土地の管理が少し不安であります。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。4番丸小委員お願いいたします。

丸小委員

3月14日に現地確認をしました。現地は休耕田で問題ありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

東田委員

太陽光はクリーンエネルギーである部分や、環境などと問題があるという部分もあり非常に難しい判断になると思いますが、広島県の判断もあるというのは安心だと思います。広島県に協議するのであればよいが、農業委員会で判断するのであれば、判断項目があればわかりやすいのではないのでしょうか。

事務局（川本）

平成28年4月1日から施行されているので、今回の件も県農業委員会への意見聴衆の対象になります。誤解があってはいけないので、基準の(1)③の転用目的が営農型太陽光発電設備を説明しますと、国も営農型を推奨していますが、太陽光の下で営農ができないといけないので、意見聴取するようになっています。今回の太陽光は通常のものです。

東田委員

この基準は大竹市のものか県のものかと、営農型は必ず意見聴取の対象になるとは理解しがたいです。

事務局（川本）

法律上は農地面積が30アールを超える場合のみ県へ協議するようになっています。その他6の基準を作ったので広島県です。ですので、他県とは違う基準となっています。この基準を作成する前に、各市町に意見を聞いてこの基準になったみたいです。営農型太陽光は、国の許可が取りやすいそうなので、広島県の東部でメガ発電所ができたが営農できないという事案があつて基準にいったと聞いています。

会 長

その他に本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。事務局から説明のありましたとおり本件は、広島県農業会議への意見聴取案件とし、許可されることに異議ありませんとの答申後、許可することに決してご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件については広島県農業会議の許可されることに異議ありませんとの答申後、許可することに決定されました。続きまして、日程第2議案第5号大竹市農用地利用集積計画（第101期）の決定について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案書6ページにありますように、このたび4件提出がございます。順位1からご説明いたします。議案書は7ページ、8ページ、地図は9ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、大竹市栗谷町広原の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は大竹市栗谷町広原の〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町広原〇〇番〇〇、現況地目は田、面積は1,551㎡利用権の種類は使用貸借で、内容は水稲となっています。新規の申請で令和4年4月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、順位1について地区担当委員の意見を求めます。8番田中委員お願いします。

田中委員

この田んぼは〇〇さんの田ですが、代が変わり農業をやっていないので〇〇、〇〇、〇〇、〇〇と順番で耕作していたが、今回〇〇さんが止めるとなったので〇〇さんお願いしました。長年農業をしているので、問題はないです。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び質疑なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり

り決してご異議ありませんか

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。引き続きまして、順位2について事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、順位2についてご説明いたします。議案書は10ページ、11ページ、地図は12ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、大竹市栗谷町大栗林の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は大竹市栗谷町大栗林の〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町大栗林字花表〇〇番〇〇、現況地目は田、面積は319㎡、利用権の種類は使用貸借で、内容は水稲となっています。継続の申請で令和4年6月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

続きまして、順位2について地区担当委員の意見を求めます。本件の地区担当委員は私が担当ですので、発言させていただきます。

会 長

〇〇〇〇さんの旦那さんが亡くなった甥っ子の〇〇さんをお願いしたことの継続なので、なんら問題はありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び質疑なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。引き続きまして、順位3、順位4について事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、順位3についてご説明いたします。議案書は13ページ、14ページ、地図は17ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、岩国市牛野谷町三丁目の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は大竹市松ヶ原町の〇〇〇〇さんです。申請

地は松ケ原町字大畠〇〇番、現況地目は田、面積は1,130㎡、利用権の種類は使用貸借で、内容は野菜となっています。継続の申請で令和4年4月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものです。引き続き、順位4についてご説明いたします。議案書は15ページ、16ページ、地図は17ページをご覧ください。利用権の設定を受ける方は、順位3と同じく岩国市牛野谷町三丁目の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は大竹市松ケ原町の〇〇〇〇さんです。申請地は松ケ原町字大畠〇〇番、現況地目は田、面積は761㎡、利用権の種類は使用貸借で、内容は野菜となっています。継続の申請で令和4年4月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものです。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、順位3、順位4について地区担当委員の意見を求めます。3番東田委員をお願いします。

東田委員

耕作を受ける人の住所が岩国市になっていますが、長年松ケ原町で耕作しています。土地の持ち主も高齢で耕作ができないので、問題はありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び質疑なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。続きまして、日程第3議案第6号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第6号非農地証明の申請についてご説明いたします。議案書は18ページ、地図は19ページをご覧ください。所在は、大竹市白石一丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、現況は宅地、面積は1.58㎡の土地です。申請人は、広島市東区牛田東二丁目の〇〇〇〇さんです。申請地は、昭和58年に〇〇番が分筆されたさいにできましたが、隣接土地が売却されて、残地となっていたものです。申請理由は〇〇番〇〇の改築に当たって、公図等を調べた結果すでに宅地であることがわかり、非農地

証明の申請を行ったものです。広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに沿って検討すると、今回の申請地は昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地いわゆる無断転用地となるものの、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており、証明に該当する事案と考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、本件について委員の説明を求めます。4番丸小委員お願いいたします。

丸小委員

3月14日に小川委員と事務局川本さんと現地確認をしました。大瀧神社の裏の市営住宅辺りの住宅が密集しているところです。長年現状宅地で使用しているところで問題はありません。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。5番小川委員お願いいたします。

小川委員

3月14日に丸小委員と事務局川本さんと現地確認をしました。家と家に挟まれた宅地で20年以上たっているので問題ありません。

会 長

非農地証明申請につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。続きまして、日程第4報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、報告第4号について事務局長において専決処理しましたので、順位1か

らご報告いたします。順位1と順位2は、関連があります。議案書は20ページ、21ページ、地図は22ページをご覧ください。譲受人は大竹市白石二丁目〇〇〇〇さん、譲渡人は、廿日市市須賀の〇〇〇〇さんです。届出地は白石二丁目〇〇、面積は117㎡、登記地目は田、現況は畑です。順位2は同じく白石二丁目〇〇番〇〇、面積は102㎡、登記地目は田、現況は私通路です。順位1の転用目的は倉庫建設です。順位2は、現在四分の1づつ4人の権利者がいる通路を、四分の1の権利者である譲受人がさらに四分の1を取得し、私道に転用するためです。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。2月21日にこの届出を受理しております。順位3について、議案書は21ページ、地図は23ページをご覧ください。譲受人は山口県光市の〇〇〇〇さん、譲渡人は広島市東区牛田東二丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は白石一丁目〇〇番〇〇、登記地目は田、現況は休耕で面積は56㎡です。転用目的は、隣接する〇〇番〇〇の改築に合わせて、宅地として利用するものです。地区担当委員さんから、住宅と道路に囲まれており、周辺に農地はないので転用に支障はないとのご意見を頂いております。3月10日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。以上をもちまして、令和4年第3回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。